

基本目標 3

男女共同参画が進む環境づくり



3-1 人権尊重の理念と男女共同参画社会の理解促進

【現状と課題】

本市では、すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、お互いに多様な個性・ちがいを認め合い行動できる共生社会の実現に向けて「白山市人権教育・啓発に関する行動計画」を策定しました。

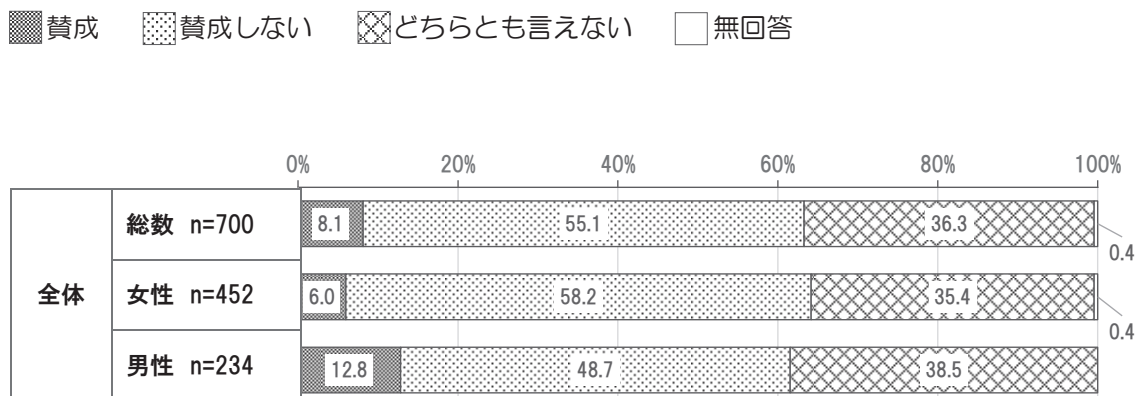
誰もが個人として尊重され、多様性を認め合う人権尊重の理念は、男女共同参画を進める上で重要です。

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対」と回答した人は過半数を越え、「賛成」と回答した人は8%にとどまるなど、固定的な役割分担意識の解消に向け進展が見られます。

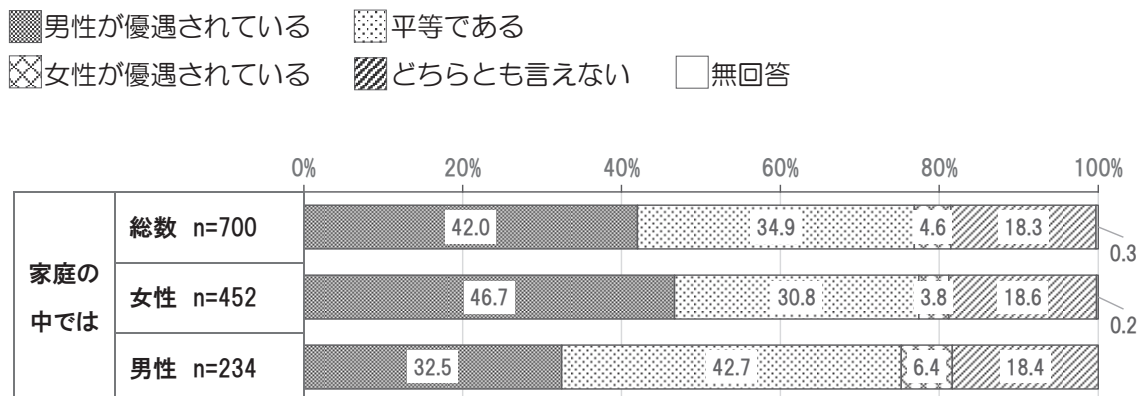
その一方で、家庭・職場の中で「男性が優遇されている」と回答した人は全体で40%以上、地域の中でも38%と高く、意識の変革が日常生活の中で実感できていない状況がうかがえます。

こうした背景には、長年にわたり形成された性別に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っていることが考えられます。家庭や地域、学校、職場などにおいて、人権意識の醸成と合わせ、男女の意識改革を推進していくことが必要です。

◇「男は仕事、女は家庭」という考え方について

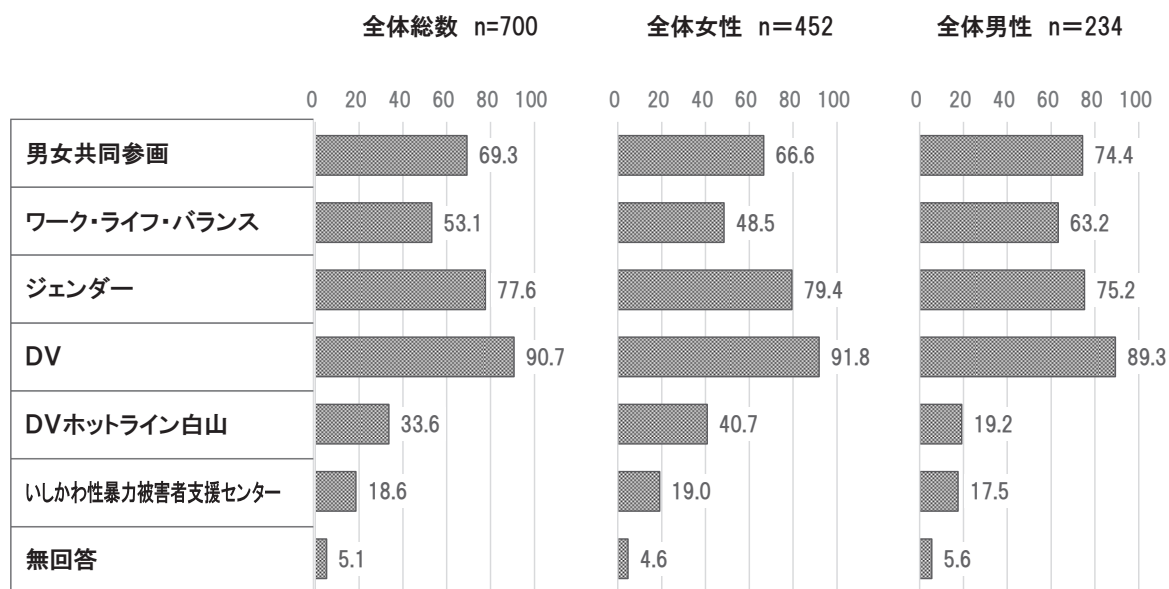


◇家庭の中の男女の平等意識について

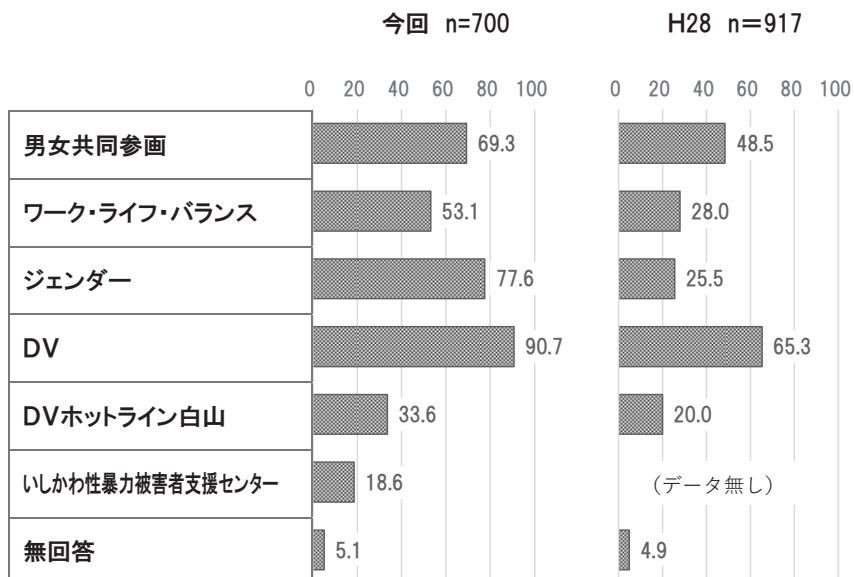


資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

◇男女共同参画に関する言葉の認知度



【H28 年度調査との比較】



資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

【施策の方向と具体的施策】

①男女共同参画意識の啓発と教育

施策
一人ひとりの個性を尊重し、男女共同参画の視点から教育・保育を行います。
男女共同参画意識を高めるため、講演会・ワークショップ、セミナー等を開催します。
保育士等や教職員への研修を実施します。

②男女共同参画の研究と情報提供

施策
市内中学生に対しアンケート調査を実施し、若年層の男女共同参画の実態を把握します。
定期的に市民や企業・団体に意識調査を実施し、男女共同参画の実態を把握します。
男女共同参画に関する資料・情報を収集し、提供します。

③人権尊重の意識の醸成

施策
地域において出前講座やセミナー等を開催します。
「多様な個性・ちがい」を認め合う人権尊重の意識を高めるため、講演会・セミナー等のほか、人権教育を推進します。

3-2 男女共同参画の視点による社会制度と慣行の見直し

【現状と課題】

本市では、地域において様々な活動が活発に行われており、町内会をはじめとした地域に根差した団体が数多く存在します。

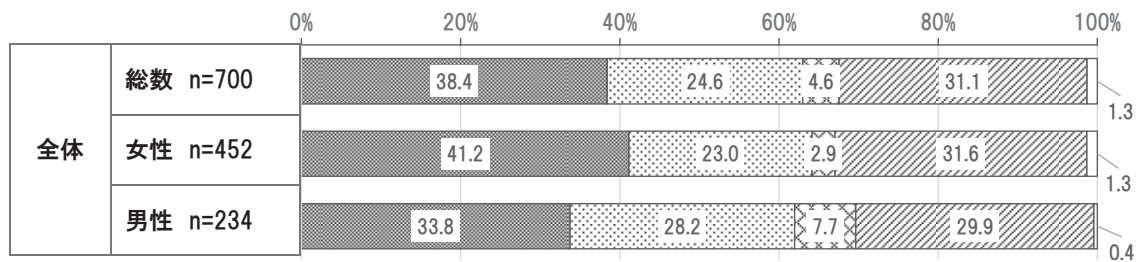
しかし、市民意識調査によると、「地域の中で男女の地位が平等である」と回答した人は24.6%で、前回調査時と比べ0.5ポイント減少し、男女共同参画が地域の中で順調に進んでいない現状がうかがえます。

これらを解消していくためには、男女共同参画行動計画に基づいた施策を着実に実施するとともに、市及び関係機関の広報やホームページ等による情報発信と、教育を通じた意識改革、理解の促進を進めていくことが重要です。

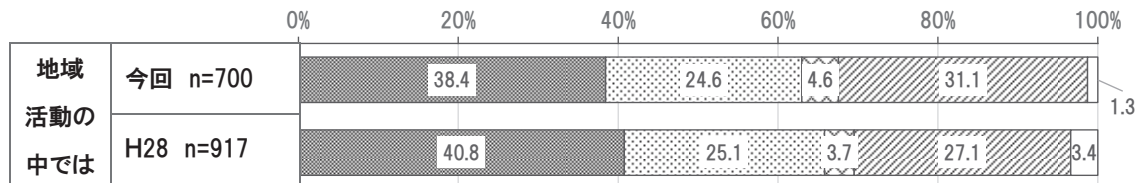
また、「ジェンダー平等」の実現に向け、地域活動の中であらゆる人が意思決定過程に参加し、協働のまちづくりや環境整備を行うことが必要です。

◇地域活動の中での男女の平等意識

男性が優遇されている
 平等である
 女性が優遇されている
 どちらとも言えない
 無回答



【H28年度との比較】



資料：令和3年度男女共同参画に関する市民意識調査

【施策の方向と具体的施策】

①男女共同参画を進める体制づくり

施策
白山市男女共同参画推進条例等の周知を行い、施策の推進を図ります。
審議会等の場で行動計画の進捗状況を評価し、ホームページ等により公開します。
男女共同参画苦情処理委員会を設置し、周知と適切な処理を行います。

②広報紙・刊行物等における男女共同参画

施策
広報紙・刊行物の表現についてのガイドラインの周知を図ります。
市の広報紙等の点検を行います。

③地域活動・まちづくり活動への支援

施策
公民館などの地域活動等を支援します。
女性団体協議会、各種女性団体連絡協議会等の活動を支援します。
各種団体が実施する男女共同参画社会実現に向けた活動を支援します。
環境保全活動を支援します。
まちづくり・地域おこし活動を支援します。

第3章 計画の推進にあたって

1 推進体制

①白山市男女共同参画審議会

白山市男女共同参画推進条例第21条に基づき、男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項を調査審議するための審議会です。施策の実施状況等の点検評価を行い、必要に応じて市長に意見を述べることができます。

②白山市男女共同参画苦情処理委員会

白山市男女共同参画推進条例17条に基づき、市民及び事業者等から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を適切に処理する委員会です。関係者から説明を求め、必要があると認めるときは、助言、指導又は勧告を行うことができます。

③白山市男女共同参画推進会議

男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための庁内組織です。男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関し必要な事項を検討します。

2 計画の進行管理

毎年度、男女共同参画の推進状況、施策や事業の実施状況について、白山市男女共同参画審議会に報告後、ホームページ等で公表します。

また、白山市男女共同参画行動計画を実行性のあるものとするため、実施した施策の成果や達成状況を測る数値目標を設定します。

3 数値目標

基本目標 1 「あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり」

指標項目	最終目標 (年度)	現状値 (年度)	前回値 (年度)	備考
審議会等委員に占める女性の割合	40% (R8)	29.5% (R3)	30.1% (H28)	
市役所の管理職に占める女性の割合	30% (R6)	26.0% (R3)	18.8% (H28)	白山市特定事業主 行動計画
年次有給休暇の平均取得日数【新規】	12日以上 (R6)	8.2日 (R2)	7.8日 (参考：H27)	
市役所の男性職員の育児休業を取得する割合	20% (R6)	0% (R2)	0% (H26)	市行政経営指針
職場において「男女の地位が平等」と考える人の割合	30% (R8)	24.9% (R3)	16.2% (H28)	市民意識調査
ワーク・ライフ・バランスの用語の周知度	70% (R8)	53.1% (R3)	28.0% (H28)	市民意識調査
白山市仕事と生活が調和する優良事業所総数	30社 (R8)	18社 (R3)	10社 (H28)	
農業委員に占める女性の割合	30% (R8)	22.2% (R3)	22.2% (H28)	
女性防災士の数	140人 (R8)	109人 (R2)	31人 (H27)	

基本目標 2 「男女が健康で安全・安心な社会づくり」

指標項目	最終目標 (年度)	現状値 (年度)	前回値 (年度)	備考
特定健診の受診率	62.5% (R8)	46.0% (R2)	51.7% (H27)	
健康倶楽部会員数	1,000 人 (R8)	732 人 (R3)	300 人 (H28)	
がん検診受診者数	25,540 人 (R8)	18,905 人 (R2)	26,389 人 (H27)	
特定保健指導の指導率	81.0% (R8)	50.0% (R2)	78.0% (H27)	
配偶者等からの暴力の相談窓口「DVホットライン白山」の周知度	100% (R8)	33.6% (R3)	20.0% (H28)	市民意識調査
「DV」という用語の認知度	100% (R8)	90.7% (R3)	65.3% (H28)	市民意識調査
配偶者等からの以下の行為を暴力と認識する人の割合【新規】	全ての項目 において 100% (R8)			市民意識調査
・身体的暴力		95.9%	—	
・経済的暴力		84.4%	—	
・性的暴力		87.9%	—	
・精神的暴力		92.7%	—	
・子どもを利用した暴力		91.3%	—	

基本目標 3 「男女共同参画が進む環境づくり」

指標項目	最終目標 (年度)	現状値 (年度)	前回値 (年度)	備考
「男女共同参画社会」という用語の認知度	100% (R8)	69.3% (R3)	48.5% (H28)	市民意識調査
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する者の割合	100% (R8)	55.1% (R3)	46.3% (H28)	市民意識調査

- ・ **太字**の指標項目または目標値は、今回の改定で見直したものです。
- ・ 「—」は、新規指標項目のため前回値がないものです。
- ・ 数値目標は、「十分達成可能な期待値」を示すが、DVに係る用語の認知度・周知度と「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する者の割合については、「理想状態を示す期待値」として設定しています。